

2023年8月30日

各位

株式会社オウケイウェイヴ
代表取締役社長 杉浦 元
(コード番号: 3808 名証ネクスト)
問い合わせ先 経営管理担当執行役員 櫻井 英哉
電話番号 03-6823-4306

株主による新株発行差止仮処分命令申立てに関するお知らせ

当社は、本日、2023年8月29日付で、現在手続中の新株発行に関し、当社株主より、新株発行差止仮処分命令申立て（以下「本申立て」といいます。）を受けたことを確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本申立てがなされた裁判所及び年月日

- | | |
|-----------------------------|------------|
| (1) 本申立てがなされた裁判所 | 東京地方裁判所 |
| (2) 本申立てがなされた日 | 2023年8月29日 |
| (3) 本申立てに係る仮処分命令申立書の当社への送達日 | 2023年8月30日 |

2. 本申立てに至った経緯

当社は、2023年8月28日付「第三者割当による新株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、同日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行（以下「本件株式発行」といいます。）を行うことを決議いたしました。これに対し、当社の株主である公益財団法人こどもの未来創造基金（以下「本件株主」といいます。）が、東京地方裁判所に本申立てを行い、本日、当社は、本申立てに係る仮処分命令申立書を受領いたしました。

本件株式発行を実施する最も重要な目的は、債務の削減による財務状態の改善と株式の発行による資本の増強にあります。当社は、2022年8月の新経営体制への移行後より、経費削減と売上高の維持・増加に取り組んでおりますが、継続した営業損失の状態であることと臨時的な支出が生じたことから、運転資金確保のため、2023年6月期には外部より資金の借入を行っております。そして、2023年6月期通期連結累計期間における連結純資産は債務超過の状態となっており、依然として追加の運転資金の確保が必要な状況であります。

加えて、当社は、現在、名古屋証券取引所から、特設注意市場銘柄の指定を受けており、早急なガバナンス及び内部管理体制の整備と強化を図っております。そのため、本件株式発行により有利子負債の圧縮と資本の増強を同時に行うことにより当社の財務状態を安定化させることで、①当社の特設注意市場銘柄の指定解除、②債務超過の解消、③企業継続の観点から早急な内部体制の整備と財務改善を達成するため、本件株式発行を決議いたしました。

このように、当社は財務状態の改善のため有利子負債の圧縮と資本の増強を行うことが喫緊の課題であるにも関わらず、本件株主は、本件株式発行を現経営陣の支配権の維持を目的として

おり、著しく不公正な方法により行われるものであると主張して、当社に対して本申立てを行っております。

3. 本申立てをした株主の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 名称 | 公益財団法人こどもの未来創造基金 |
| (2) 住所 | 東京都渋谷区神南1丁目13-3 ARK神南2D |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表理事 佐藤悠大 |
| (4) 所有株式数 | 2,984,000 (持株比率 11.58%) (2023年6月30日時点) |

4. 本申立ての要旨

債務者が2023年8月28日の取締役会決議に基づいて現に発行手続中の募集株式4,356,000株の発行を仮に差し止める。

5. 今後の見通し

当社といたしましては、本件株式発行は、支配権維持を目的とするものではなく、あくまでも当社の財務状態を改善し資本を増強のため必要なものであり、その法的手続にも何ら問題がないことから、本申立てが認められる理由はないと考えており、弁護士と相談の上で、適切な方法で本件株式発行の正当性を主張してまいります。

また、現在、当社は経営再建の途上にあり、特設注意市場銘柄の指定解除に向け内部管理体制の改善、債務超過解消による上場廃止懸念を解消することが喫緊の課題であります。本件株式発行の実施により、財務基盤を整え、安定した事業運営を行っていくこと、さらには成長戦略を実行していくことが株主価値の維持・向上につながるものと考えております。そのため、当社といたしましては、本件株式発行の日程や内容の変更は、一切予定しておりません。

なお、今後、本申立てに関して開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以 上